

【母子生活支援施設のあり方について】

資料

2019年1月31日
こども部こども支援課

1 母子生活支援施設の法的な位置付け

- 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法の適用等適切な保護を行わなければならない。（児童福祉法第23条第1項）
- 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。（児童福祉法第38条）
- 地方自治法第244条第1項及び児童福祉法第23条の規定に基づき、保護者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的として、母子生活支援施設を設置する。（郡山市母子生活支援施設条例第1条）

2 施設概要

- (1)施設名：郡山市母子生活支援施設ひまわり荘
- (2)所在地：郡山市希望ヶ丘1番17号
- (3)設置主体：郡山市
- (4)管理運営主体：社会福祉法人郡山市社会福祉事業団
- (5)認可年月日：1948年5月1日
- (6)入所定員：38世帯
- (7)沿革



- ①戦後の混乱のなか母子家庭が激増したことにより、赤木及び鶴見坦に1948年5月1日に母子寮が設置された。その後、1971年7月、同施設が老朽化したため、両施設を合併し現在地に本施設を建設し、物置、及び学習・集会室が併設され、更に、1974年2月に鉄筋平屋建1棟の共同浴室が設置された。
- ②1990年4月1日、郡山市社会福祉事業団の設置に伴い、施設の運営管理は郡山市福祉事務所より、郡山市社会福祉事業団へ委託された。
- ③児童福祉法の改正（1998年4月）により、郡山市母子生活支援施設ひまわり荘と改称し現在に至る。
- ④2006年4月1日、指定管理者制度導入に伴い、郡山市社会福祉事業団が管理運営を行っている。（2009年度から第2期、2014年度から第3期）

3 施設内容

- (1)敷地面積 1,671.18㎡
- (2)建物延面積 1,641.42㎡
- (3)建物構造 鉄筋コンクリート4階建（浴室、学習・集会室、物置）
居室数 38室（母子室37・緊急室1）浴室 共同・時間制で利用
部屋の間取り：6畳と3畳の2部屋
- (4)現施設は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第26条」及び「郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第24条」に定める児童福祉施設における最低基準を満たしていない。（附則で定める経過措置により現施設はクリア）
 - ①母子室の面積は、30㎡以上【現在24㎡】
 - ②母子室は、調理室、浴室、便所を設けること【浴室なし】
 - ③母子室、集会室、学習等を行う室、相談室を設ける。【相談室なし】
 - ④乳幼児30人未満を入所させる母子生活支援施設には静養室を設ける。【静養室なし】

4 2018年度指定管理料 26,604,000円

5 在所状況（2019年1月1日現在）

- (1)定員 38世帯
- (2)在所世帯数 3世帯
- (3)在所者数 6人

6 施設職員状況

職名	所長	事務員兼母子支援員	母子支援員	少年指導員	嘱託医	合計
人数	1	1	2	2	(1)	(1) 6

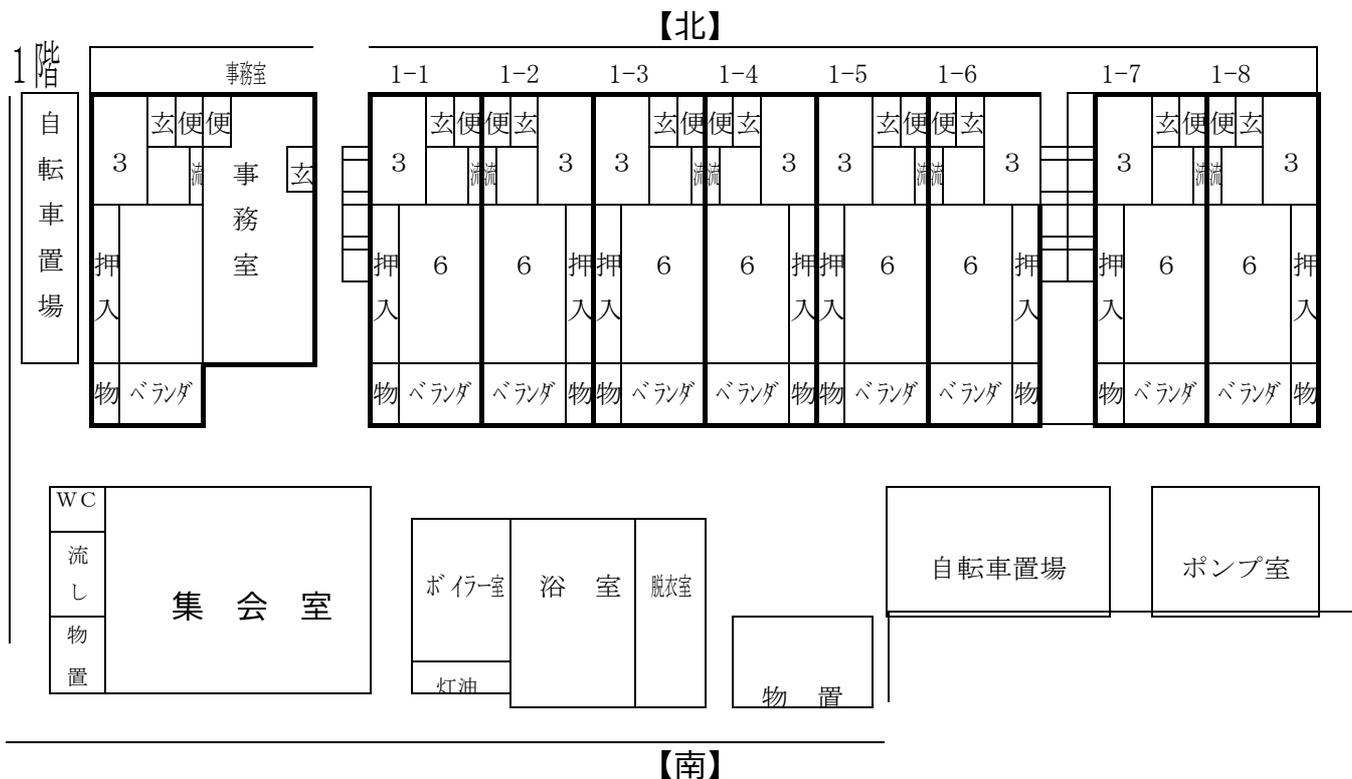
7 施設休止に至った経過

- 施設の老朽化：築47年（1971年7月1日建設）
- 部屋の間取り等：狭隘（6畳、3畳各1間）で、浴室が外風呂で共同
- 耐震性ランク『C』：大地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は倒壊する危険性があると判定されているため
- 全入所世帯（3世帯）とも早期にひまわり荘を退所し、市営住宅への転居を希望する意思表示があったため
- 会津若松市の事例を参考に民設民営による運営手法も検討したが、2015年12月の国が策定した「すくすくサポート・プロジェクト」の中で、公的賃貸住宅等における居住の安定の確保が示されており、またひとり親家庭に対する各種支援メニューを活用することにより、隔離された施設でのサポートではなく、地域の中で幅広く母子世帯の自立支援を図る、いわゆる「地域共生社会」での自立が重要であるとの結論に達したことから、施設休止に至った。

8 今後の対応等について

- 施設の現状から2019年4月1日以降、当分の間施設を休止し、新規入所は行わない。
- 現在入所している3世帯については、入所世帯の意向を踏まえ、2019年3月31日までに市営住宅に転居する。
- 今後の母子生活支援施設のあり方について、「子ども・子育て会議」において検討する。

[ひまわり荘施設配置図]



[別紙、参考資料]

- ◆全国及び中核市の母子生活支援施設設置状況
- ◆ひまわり荘入所世帯数等推移
- ◆ひとり親家庭への各種支援一覧（4種類）
- ◆児童福祉法（抜粋）第23条
- ◆郡山市母子生活支援施設条例
- ◆郡山市母子生活支援施設条例施行規則